

# 相生町内会役員選挙規則

## 【総則】

第1条 この規則は、相生町内会（以下「本会」という）規約第7条2項にある、公選による会長選任を円滑に行うために定める。

## 【選挙業務の管理】

第2条 この規則に定める選挙業務は、選挙管理委員会が管理する。

## 【選挙管理委員会の構成と任期】

第3条 本会執行役員会は、会長任期が満了する年度に選挙管理委員会を発足させる。

- 2 選挙管理委員会は、役員の中から選出された4～6名の委員をもって構成される。
- 3 選挙管理委員会は、選挙管理委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。
- 4 選挙管理委員長は、委員会を代表しその業務を統括する。
- 5 委員の任期は、委員会発足から本会会長の選任の終了までとする。

## 【選挙管理委員会の任務】

第4条 選挙管理委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長選挙の告示および選挙結果の発表
- (2) 会長立候補の届出書の受理および意思の確認
- (3) 必要があれば立候補者が平等に意見・抱負を述べる機会の付与
- (4) 投票所の管理ならびに投票、開票および当選者告示などの実施要領の作成
- (5) 総会議案書中の役員選出に関する議案の作成

## 【事務局】

第5条 選挙管理委員会は、事務局をおくことができる。

- (1) 事務局員は、本会会員の中から、選挙管理委員会が必要と認めた者とする
- (2) 事務局長は、選挙管理委員会の副委員長をもって充てる
- (3) 事務局員は、選挙管理委員会副委員長の指示のもと選挙管理庶務を行う

## 【会長の立候補期間および投票日】

第6条 会長選挙は、任期満了年度の1月末日までに告示するものとする。

- 2 選挙管理委員会は、選挙日（投票日）の少なくとも15日前に会長選挙を告示しなければならない。
- 3 会長選挙への立候補の締切日は、選挙日（投票日）の少なくとも8日前とする。

### 【会長候補者の届出】

第7条 会長に立候補しようとする者は、選挙告示日から立候補締切日までに立候補届を、本会事務所を通じて、選挙管理委員会に届出るものとする。

2 届出用紙（書式は自由）には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名、住所、電話番号、マンション/アパートであればその名称と部屋番号
- (2) 生年又は満年齢（候補者本人が希望すれば非公開とすることができる）
- (3) 立候補の目的と意思表示

3 立候補に際しては、当該年度の本会役員5名の推薦を添付する。

4 立候補できるのは35歳以上で、3年以上居住する本会会員とする。

5 立候補者が1名の場合は、無投票で会長選出とする。

### 【選挙権】

第8条 選挙権は、告示のある月の前月末までに入会した会員が有するものとする。

2 選挙権は本会会費徴収の単位である会員1世帯に対し1票とする。

### 【投票】

第9条 全会員世帯による無記名投票を行う。

2 投票について、選挙管理委員会が投票日時、投票場、投票役職名および候補者名を明記して告示する。

3 選挙権のある世帯に投票用紙引換券を配布し、投票場において投票用紙と交換する。

### 【投票用紙の様式と投票要領】

第10条 2名以上の候補者がある場合の投票用紙の様式は次の通りとする。

- (1) 記載されている候補者1名に○印を付す。
- (2) 『相生町内会選挙管理委員会』の押印（印刷も可）のある投票用紙を用いる。

### 【無効投票】

第11条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 候補者1名以外に○印を付したもの
- (3) ○印を確認しがたいもの

### 【選挙立会人】

第12条 選挙立会人は、立候補者が指名するもの1名（各候補に付）および選挙管理委員会が役員の中から指名する若干名とする。

### 【開票と当選者の確認】

第13条 選挙管理委員会は、投票終了後直ちに開票を行い、当選者を確認し、立候補者および立会人に当選を通知する。

2 当選は最多得票数を得た候補者とし、得票同数の場合は、選挙管理委員会が指定する抽選で決する。

### 【当選者の告示】

第14条 選挙管理委員会は、選挙の結果を告示する。

- (1) 選挙の結果、当選した候補者名
- (2) 投票総数、各候補得票数、無効票数

### 【運営要領の委任】

第15条 この規則に定めるものの他に選挙運営に必要な事項は、本会執行役員会および選挙管理委員会が定める。

### 【規定の解釈】

第16条 本会執行役員会および選挙管理委員会が協議して決定する。

### 【規定の改正】

第17条 この規定の改正は、総会の議決により行う。

### 【付則】

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月5日制定